

## 古仁屋高等学校ふるさと留学扶助費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瀬戸内町の最高学府である古仁屋高等学校の振興・活性化を支援するため、町外から古仁屋高等学校へ入学する生徒（以下「留学生」という。）に対しその費用の一部を扶助し、留学生の経済的費用負担の軽減を図ることを目的とする。

### (扶助の対象者)

第2条 扶助費の交付対象となる者は、瀬戸内町内の中学校を卒業した生徒を除いた次に掲げる者とする。

(1) 奄美大島本島内から、古仁屋高等学校へ入学する又は在籍している生徒。

(2) 奄美大島本島内以外から、古仁屋高等学校へ入学する又は在籍している生徒。

2 上記(1)、(2)に該当する生徒が進級及び卒業できなかった者は対象外とする。

### (扶助費の額)

第3条 扶助費は次の額とする。ただし、月の中途での在籍については、日割り計算で扶助費を決定するものとする。なお、百円未満は切り捨てとする。

(1) 前条第1項第1号に規定する者については、月額30,000円を扶助する。

(2) 前条第1項第2号に規定する者については、月額40,000円を扶助する。

2 卒業年度の3月分については日割り計算とし、月途中で転出した場合は、転出日をもって試算し翌月に支払うものとする。

3 前条第1項第1号及び2号に規定する者のうち、前年度において出席すべき日数に対し欠席日数が20日以上30日未満の場合は、月額扶助費より10,000円を減額とし、30日以上については月額扶助費の1/2を減額することとする。

4 長期療養等による欠席日数が20日以上を超える場合は要協議とする。

5 扶助費の額については、令和3年度以前に古仁屋高等学校へ入学し、すでに扶助費を受けている者については対象外とする。

### (扶助費の交付申請)

第4条 扶助費の交付を受けようとする者は、古仁屋高等学校ふるさと留学扶助費交付申請書（様式1号）及び次条第1項各号に規定する書類を添付して、校長を通じて町長に提出しなければならない。

2 申請期限は、別に町長が定める日までとする。

### (交付申請に添付すべき書類)

第5条 交付申請に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し

(2) 在学証明書

### (扶助費の交付決定)

第6条 町長は、4条の規定により申請があったときには、速やかに交付の可否を決定するものとする。

2 前項の交付を決定したときには、古仁屋高等学校ふるさと留学扶助費交付決定通知（様式第2号）により、校長を通じて申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年8月1日から施行する。

附則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。